

平成 30 年 第 10 回 多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

開催日時 平成 30 年 9 月 25 日 (火) 午後 2 時 00 分 開議

開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4 階第 3 会議室

出席委員
 教育長 渡辺哲郎
 教育長職務代理者 前田市朗
 委員 中澤香代
 委員 木下貴子
 委員 大嶽和好

欠席委員 なし

教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表
 あらかじめ出席要請した管理職員

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	副教育長	鈴木稔朗	
出	教育次長	木股一郎	
出	教育総務課長兼文化財保護センター所長	佐藤秀樹	
出	教育推進課主幹	東山学史	
出	教育研究所長	熊崎健一	

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	大畑調理場長兼共栄調理場長	谷口幹夫	
欠	放課後児童健全育成事業調整担当課長	伊藤香代	別会議のため。

上表欠席職員の代理出席者：なし

説明のため出席した者 : 大前教育推進課課長代理
 村瀬教育推進課総括主査
 矢部文化財保護センター主査

会議の傍聴人 : なし

会議を早退した者 : なし

会議の公開、非公開 : 公開

付議事件

付議番号	案 件 名	所管課	結 果
報第12号	多治見市教育相談室設置規則の一部を改正するについて	教育推進課	原案承認
議第57号	多治見市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正するについて	教育総務課	原案承認
議第58号	多治見市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正するについて	教育総務課	原案承認
議第59号	地方自治法第180条の7の規定による協議について	教育総務課	原案承認
議第60号	多治見市指定文化財の指定解除について	文化財保護センター	原案承認
議第61号	多治見市指定文化財の指定について	文化財保護センター	原案承認
議第62号	多治見市要保護及び準要保護児童生徒認定規則の一部を改正するについて	教育推進課	原案承認

開 会
議 事

午後 2 時 00 分 教育長が本日の委員会会議の開会を宣言

教育長 日程第 1、本会議の公開又は非公開の決定について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の会議については、公開することについて、審議願う。

教育長 事務局の説明のとおり公開とすることに異議はないか。

各委員 異議なし。

教育長 異議がないので、公開とすることに決する。

報第 12 号 公開

教育長 それでは、日程第 2、報第 12 号 多治見市教育相談室設置規則の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。

木股教育次長 多治見市教育相談室設置規則の一部を改正するについて、資料により説明。

教育長 何か質問はあるか。なければ「異議なし」として原案どおり承認してよいか。

各委員 よい。

教育長 では、報第 12 号 多治見市教育相談室設置規則の一部を改正するについて、原案どおり承認することとする。

議第 57 号 公開

教育長 それでは、日程第 3、議第 57 号 多治見市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。

佐藤教育総務課長 多治見市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正するについて、資料により説明。

教育長 何か質問はあるか。

教育長 なければ「異議なし」として、原案どおり承認してよいか。

各委員 よい。

教育長 では、議第 57 号 多治見市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正するについて、原案どおり承認することとする。

議第 58 号 公開

教育長 それでは、日程第 4、議第 58 号 多治見市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。

佐藤教育総務課長 多治見市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正するについて、資料により説明。

教育長 何か質問はあるか。
教育長 なければ「異議なし」として原案どおり承認してよいか。
各委員 よい。
教育長 では、議第 58 号 多治見市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正するについて、原案どおり承認することとする。

議第 59 号 公開

教育長 それでは、日程第 5、議第 59 号 地方自治法第 180 条の 7 の規定による協議について、事務局に説明を求める。
佐藤教育総務課長 地方自治法第 180 条の 7 の規定による協議について、資料により説明。
教育長 何か質問はあるか。
木下委員 今回、協議する理由は何か。
佐藤教育総務課長 市長部局と他の執行機関とで協議したことをきっかけに、委任事務・補助執行事務について見直しを行ったところ、事務委任を解除することになり、協議を行うことになった。
中澤委員 解除する理由は何か。
佐藤教育総務課長 公立学校共済の対象となる職員がいないため、解除する。
前田委員 予算はどのようになるか。
佐藤教育総務課長 予算は変わらない。
教育長 他に何か質問はあるか。
教育長 なければ「異議なし」として原案どおり承認してよいか。
各委員 よい。
教育長 では、議第 59 号 地方自治法第 180 条の 7 の規定による協議について、原案どおり承認することとする。

議第 60 号 公開

教育長 それでは、日程第 6、議第 60 号 多治見市指定文化財の指定解除について、事務局に説明を求める。
佐藤教育総務課長
兼文化財保護センター所長 多治見市指定文化財の指定解除について、資料により説明。
教育長 何か質問はあるか。
前田委員 撤去はしないのか。
佐藤教育総務課長
兼文化財保護センター所長 撤去にも費用がかかるため、所有者の意向でそのままにしておく。

教育長 他に何か質問はあるか。なければ「異議なし」として原案どおり承認してよいか。

各委員 よい。

教育長 では、議第 60 号 多治見市指定文化財の指定解除について、原案どおり承認することとする。

議第 61 号 公開

教育長 それでは、日程第 7、議第 61 号 多治見市指定文化財の指定について、事務局に説明を求める。

佐藤教育総務課長
兼文化財保護センター所長 多治見市指定文化財の指定について、資料により説明。

前田委員 無形文化財の指定について、人物の指定なのか。また、無形文化財の指定について、公表しないのか。

矢部文化財保護センター主査 技術が無形文化財の指定になる。その技術を持っている者は、保持者という。このあと、公表する予定である。

教育長 他に何か質問はあるか。なければ「異議なし」として原案どおり承認してよいか。

各委員 よい。

教育長 では、議第 61 号 多治見市指定文化財の指定について、原案どおり承認することとする。

議第 62 号 公開

教育長 それでは、日程第 8、議第 62 号 多治見市要保護及び準要保護児童生徒認定規則の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。

木股教育次長 多治見市要保護及び準要保護児童生徒認定規則の一部を改正するについて、資料により説明。

教育長 何か質問はあるか。

前田委員 何人受けているか。

村瀬教育推進課総括主査 児童生徒の全体で、641 人（7.9%）である。例年 8%前後である。全国平均は 15%である。

前田委員 平成 30 年度から入学前の支給になったか。

木股教育次長 平成 31 年度入学者を対象に平成 30 年度中に入学前の支給を行う予定である。

教育長 他に何か質問はあるか。なければ「異議なし」として原案どおり承認してよいか。

各委員 よい。

教育長 では、議第 62 号 多治見市要保護及び準要保護児童生徒認定規則の一部を改正するについて、原案どおり承認するものとする。

教育長 それでは、教育委員会会議の2月の開催日程について図る。
教育長 2月14日（木）とする。
教育長 これにて平成30年第10回教育委員会会議を閉会とする。

閉	会
---	---

 午後2時50分